# 審　査　基　準

令和５年４月１日作成

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | ：道路交通法 |
| 根拠条項 | ：第９４条第２項 |
| 処分の概要 | ：免許証の再交付 |
| 原権者（委任先） | ：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長） |
| 法令の定め | ：道路交通法施行規則第２１条（免許証の再交付の申請） |
| 審査基準 | ：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 |
| 標準処理期間 | ：交通部運転免許本部運転免許課受理は　１日<br>警察署窓口受理は　１４日 |
| 申請先 | ：交通部運転免許本部運転免許課<br>警察署の交通課窓口 |
| 問い合わせ先 | ：交通部運転免許本部運転免許課<br>０４３－２７４－２０００ |
| 備考 | ：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が２１日です。 |